

令和5年度 税制改正大綱（固定資産税の特例措置）

税理士法人 内田会計事務所

税務管理室 室長

福田 敏夫

先月に引き続き令和5年度税制改正大綱についてお知らせいたします。今回は「固定資産税」に係る新たな2件の特例措置の創設についてお伝えいたします。

1. 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例

償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした2年間の時限的な措置です。

- 赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

<全体のスキーム>																
国 (基本方針の策定)	特例措置の対象企業															
協議 ↑ ↓ 同意	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業															
市町村 (導入促進基本計画の策定)	計画認定要件															
申請 ↑ ↓ 認定	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること															
中小企業 (先端設備等導入計画の策定)	対象設備等															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th><th>最低価額要件</th><th>投資利益率要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td><td>160万円以上</td><td>投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）</td></tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td><td>30万円以上</td><td></td></tr> <tr> <td>③器具備品</td><td>30万円以上</td><td></td></tr> <tr> <td>④建物附属設備</td><td>60万円以上</td><td></td></tr> </tbody> </table>	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）	②測定工具及び検査工具	30万円以上		③器具備品	30万円以上		④建物附属設備	60万円以上	
設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件														
①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）														
②測定工具及び検査工具	30万円以上															
③器具備品	30万円以上															
④建物附属設備	60万円以上															
	特例措置															
	<p>固定資産税（通常、評価額の1.4%） -計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 -計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間</p>															
	適用期限															
	2年間（令和7年3月31日までに取得したもの）															

※ 賃上げ表明 …… 賃金の増加割合を1.5%以上とすることを計画に位置づけ、労働者に賃上げを表明したことの証明書を計画に添付し、市町村の認定を受ける。

※ 適用期間 …… 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間

2. 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の特例

管理組合に必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事の実施を促進することを目的とした2年間の時限的な措置です。

建築から長い年数が経過したマンションの急増を見据え、管理組合に必要な積立金を確保し、マンションの長寿命化のための大規模修繕工事の実施を促すため、固定資産税を減額する特例措置が創設される。

<要件>

① 築後20年以上が経過	
② 10戸以上のマンション	
③ 長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施	
④ 長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保※積立金を一定以上引き上げ、「管理計画の認定」を受けていること等	
⑤ 令和5年4月1日～令和7年3月31日の間に長寿命化工事を実施	
⑥ マンションの区分所有者が市町村に申告	

<特例措置>

対象者	各区分所有者
対象年度	工事完了年の翌年度分
対象部分	固定資産税額の建物部分100m ² まで
減額割合	1/6～1/2の範囲内(1/3を参照) ※市町村の条例で定める

【出典】国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

長寿命化工事＝屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装等工事

他にも新たに創設されたものがございますので、自社・自己に關係するものがないかを一度お確かめいただき、内容等にご不明な点などございましたら、弊社担当者へご質問ください。

【抜粋】①経済産業省 「令和5年度経済産業関係税制改正について」

②経営革新等支援機関推進協議会 「令和5年度税制改正のポイント」

令和5年度 税制改正大綱

(生前贈与加算7年と相続時精算課税制度の少額贈与非課税措置導入)

税理士法人 内田会計事務所
長崎オフィス 副所長

税理士 内田 裕二

令和5年度税制改正大綱の資産税関係のうち贈与に関する改正点をお伝えします。今回の改正では暦年贈与にかかる相続時の贈与加算期間の延長と、相続時精算課税制度の少額贈与非課税措置の創設がありました。

1. 生前贈与加算期間 3年以内⇒7年以内に延長

●現行制度の概要

相続税の申告のための相続財産は相続発生時に被相続人（亡くなった方）がもっている財産となるのが基本ですが、過度な相続対策の観点から相続開始前3年以内に被相続人から贈与によって取得した財産は相続財産に加算するという「生前贈与加算」制度があります。

●改正の内容

現行の制度では3年以内となっていますが、今回の改正でこれが7年以内に延長されました。ただし、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは控除がみとめられています。

【改正前】相続財産 + 相続前贈与 3年加算



【改正後】相続財産 + 相続前贈与 7年加算



※「贈与」は毎年12月31日に100万円実施している。

生前に毎年100万円ずつ贈与をうけていた場合、贈与税基礎控除額110万円の範囲内なので贈与税申告は不要ですが、相続開始前の3年間に贈与した贈与 $100\text{万円} \times 3\text{年} = 300\text{万円}$ は相続財産として加算されることになります。これが改正後は贈与 $100\text{万円} \times 7\text{年} = 700\text{万円}$ - 延長期間贈与100万円控除=600万円が加算されることになります。

改正の適用時期は**令和6年以後の贈与**からです。よって、令和6年の贈与は、令和9年以後に相続が発生した場合に今回の延長の影響を受けることになります。

相続開始日	加算期間	例示（相続発生→加算対象贈与）
～令和8年12月31日	3年以内加算	令和8年12月1日相続 ⇒令和5年12月1日～令和8年12月1日贈与
令和9年1月1日～12年12月31日	3年超～7年未満加算	令和11年12月1日相続 ⇒令和6年1月1日～令和11年12月1日贈与
令和13年1月1日～	7年以内加算	令和13年12月1日相続 ⇒令和6年12月1日～令和13年12月1日贈与



> 2面より

● 改正の影響

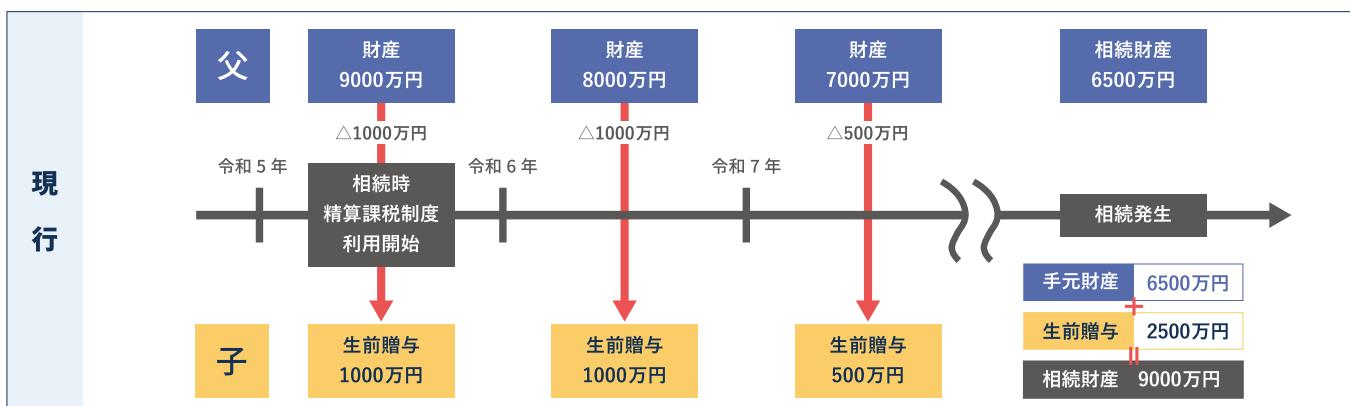
特別編2面の表の例示のように、従来は令和11年12月1日に相続が発生した場合は、令和8年11月30日までに行なった贈与は加算対象から外れていたのですが、今後は令和6年1月1日まで遡って加算されることになります。実質的に暦年贈与による相続税の節税手法に蓋がされたような形になります。今年の贈与は改正前の3年以内加算が適用されますので、相続税シミュレーションをおこない、生前贈与が有効かどうか検討してみてはいかがでしょうか。なお、現行と変わらず相続人以外への贈与は生前贈与加算の対象となりません。

2. 相続時精算課税制度の少額贈与非課税措置等の導入

● 現行制度の概要

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

この制度の特徴は、①2,500万円の特別控除限度額があり限度まで贈与税がかからないこと、②限度額超過額には贈与税が課税されるが一律20%であること、③相続時に生前贈与した贈与額と納税額を相続財産に加算（精算）することです。



この制度は、財産をもっている父母・祖父母から子・孫への資産移転を促して経済社会の活性化を進めたい考えから平成15年に導入された制度ですが、これまであまり利用されない不人気制度でした。

なぜなら、上図のように生前贈与した2,500万円は最終的に加算されるため相続財産は変わらず9,000万円となります。相続税対策という点ではありません。また、この制度を選択すると、**その選択した贈与者からの贈与について暦年課税に戻れなくなります**。つまり贈与税基礎控除額110万円を活用して、その贈与者（たとえば父）から子・孫が少しづつ贈与を受けることで時間をかけて父の相続財産を減らす、という王道的な対策ができなくなります。（※他の贈与者からの贈与については暦年課税を適用できますので、母からの贈与の場合は基礎控除額が活用できます。）

そのため、将来値上がりする株式（自社株含む）、収益を生む不動産や事業用資産を早期に贈与する場合など限定的な活用しかされませんでした。

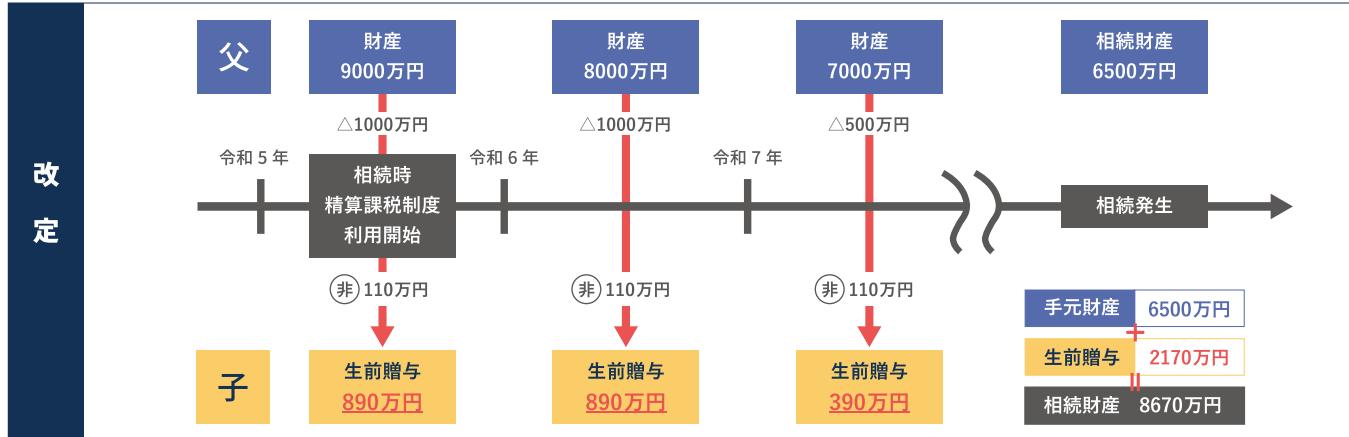
● 改正の内容

今回の改正では「**少額贈与非課税枠 110万円**」が創設されました。国の政策方針としては変わらず若い世代への資産の移転と消費拡大を促進したいという考えがあります。これまでも教育資金の一括贈与や結婚資金の一括贈与などの優遇措置が創設されてきました。今回の相続時精算課税制度の改正は、もっとこの制度を活用して欲しいという気持ちが感じられます。

> 4面へ

> 3面より

具体的には、①贈与税110万円基礎控除とは別に毎年110万円控除ができるようになる。②相続時にはこの控除額は加算対象外となる。内容が分かりにくいので先の図表を改正版に変更して示します。



相続時精算課税制度でも暦年課税のように毎年110万円の基礎控除枠が設けられたうえ、**この非課税枠は相続時に加算対象となりません**。同じ110万円でも相続時に7年以内加算される暦年贈与の非課税枠よりも有利な措置が講じられたことは朗報です。

今後の相続対策手法として相続時精算課税制度の利用拡大につながるものと思われます。

連載

株式会社 内田会計事務所
ビジネスサポート部 部長

まだ間に合う！電子帳簿保存法 第4回

ITコーディネータ 内野 敦史

令和5年度の税制改正大綱では「検索要件を不要とする対象者の拡大」や、「電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件の廃止」などが新たに発表されました。

電子取引について

★2年前(2期前)の売上高が5,000万円以下は検索要件が不要になりました(変更前は1,000万円以下)

★売上高が5,000万円超であっても、一定の条件(整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日や取引先ごとに整理されたもの)を満たした書面の提示・提出及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができれば、検索要件の確保が不要となります。

※検索要件とは

- ①取引年月日、取引金額、取引先で検索できること
- ②日付または金額の範囲指定で検索できること
- ③2つ以上の任意の検索項目を組み合わせて検索できること



取引年月日、取引先ごとに整理された電磁的記録の出力書面の提出に応じられる場合は検索要件が不要になります。ただ取引先が多い事業所などは面倒になるため、効率良く行うにはシステム化を検討された方が良さそうです。他の猶予措置について、次回(2023年5月号)にてご案内いたします。